

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）  
都道府県事業実施方針

都道府県名 宮崎県

策定：令和2年 3月17日

変更：令和3年 2月1日

I 収益性向上対策

1 目的

本県は、農業が基幹産業であり、農山村の振興は地方再生の原点であることから、本県の経済再生・地方創生を図るため、守るべきところは守りつつ、攻めに軸足を置いた総合的な対策を進める必要がある。

このため、宮崎県農業・農村振興長期計画や、国が示した「総合的なTPP等関連政策大綱」を踏まえ、TPP等による新たな国際環境の下で、拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、生産コスト低減や販売額の増加など、産地の収益力強化に向けた構造改革を加速化させる取組を支援する。

特に、耕種部門の基幹となる施設園芸の再編整備については、最重点課題として位置づけ、施設の団地化や規模拡大、新規導入等を促進し、「国際化に対応した競争力の高い野菜・果樹等園芸産地の形成」を推進する。

また、「水田のフル活用による持続可能な水田農業の実現」や「消費の多様化に対応可能な差別化戦略の推進と輸出の拡大」についても積極的に推進することとし、生産者や市町村、農業団体、関係機関等と連携しながら、意欲のある農業者等に対して高収益な作物・栽培体系への転換を誘導し、国際競争力の強化や産地の高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
土地利用型作物	<p>主食用米と加工用米や飼料用米等の非主食用米を組み合わせた多様な米づくり等を推進し、宮崎ならではの持続可能な生産性の高い水田農業・土地利用型農業を確立するため、基幹作業についての地域間・組織間の広域連携による作業調整を進めるとともに、流通のフレコン化・バラ化を重点的に推進し、生産・流通コストの低減を目指す。</p> <p>また、うまい米づくりによる宮崎米のブランド化を図るため、集荷団体等における食味計導入による良食味米の区分販売体制の構築を推進する。中山間地域においては、付加価値の高いうまい米づくりを中心とした産地形成を推進する。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域間・組織間連携による作業集積に必要な機械・設備の整備</li><li>○ 米の農産物検査・食味分析、流通のフレコン化・バラ化に資する機械・設備の整備</li><li>○ 規模拡大に向けた機械・設備の整備</li></ul>

<p>野菜・いも類</p>	<p>輸入野菜の増加や激化する産地間競争に勝ち抜くため、ハウスの団地化や高生産性設備の導入により、競争力の高い野菜産地への構造転換を図るとともに、需要の高まる加工業務用など、多様なニーズに対応できる産地体制の強化を進める。</p> <p>① 施設野菜</p> <p>担い手の減少する中、本県の主力品目であるピーマン、きゅうりを中心に、施設野菜産地の維持・拡大に向けた生産体制を再構築するために、リース方式等による生産性の高いハウス団地（2ha以上）の整備や高生産性設備の導入、新規参入者のための園芸ハウスの設置など、関係機関・団体と一体となったハウス等施設園芸の整備を重点的に推進する。</p> <p>また、集出荷施設の整備・機能強化（冷蔵施設整備等）により、大消費地における高い市場占有率の確保に努め、プライスリーダーとしての地位を堅持することにより、安定した農業経営の確立を目指す。</p> <p>中山間地域においては、地域の特性を生かした品目の規模拡大や新たな産地形成を推進する。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設野菜の団地化に向けたハウスの導入（ハウス内の高生産性設備の導入含む）</li> <li>○ 集出荷貯蔵施設の整備・機能強化</li> <li>○ 生産性及び労働生産性向上に必要な機械の導入</li> </ul> <p>② 露地野菜</p> <p>今後の需要拡大が見込まれる加工・業務用野菜や輸出品目として定着化がみられるかんしょを中心に、畑地かんがい営農の推進や、農地中間管理事業等により農地の集約化を図りながら、機械化一貫体系の導入による規模拡大を推進する。</p> <p>中山間地域においては、夏秋期の露地野菜を中心に、産地規模の拡大や新たな産地形成を推進する。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 機械化一貫体系の構築に資する機械の導入</li> <li>○ 省力化に資する資機材の導入</li> <li>○ 集出荷施設の整備・機能強化</li> </ul>
<p>果樹</p>	<p>競争力のある果樹産地への転換を図るため、マンゴー等のブランド対策のさらなる推進を図るとともに、流通加工メーカーとの連携による加工・業務用に向けた契約取引の推進など、多様な販売チャネルへの対応を推進する。</p> <p>中山間地域においては、果樹版集落営農組織や作業受託組織の育成等による新たなモデルシステムの構築を目指す。</p> <p>なお、果樹においては、苗木の導入から結果樹齢に達するまでには、相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内で設定できることとする。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ブランド品目の規模拡大や新規導入に向けた施設整備</li> <li>○ 集出荷貯蔵施設の整備・機能強化</li> <li>○ 樹園地の若返りのための同一品種への改植</li> <li>○ 高品質及び生産安定化・省エネ化に資する資機材の導入</li> </ul>

花き	<p>本県の花き生産は、生産者の高齢化や担い手の減少、他品目への転換等により、作付面積や生産額が減少傾向にあることから、施設花きの規模拡大や高生産性設備の導入、並びに育苗体制の整備による安定した優良種苗供給体制を構築し、競争力の高い産地形成を推進する。 中山間地域においては、地域の特性を生かした品目の規模拡大や新たな産地形成を推進する。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 規模拡大や新規導入に向けた施設整備</li> <li>○ 優良種苗供給の安定化に向けた共同育苗施設の整備</li> <li>○ 高品質化・低コスト化に資する資機材の導入</li> <li>○ 集出荷貯蔵施設の整備・機能強化</li> </ul>
畑作物・地域特産物 (いも類を除く)	<p>安定した高値取引ができる高品質な畑作物・地域特産物の生産体制の強化を基軸に、輸出を視野に入れた国際競争力のある生産体制の確立や、新香味茶など消費者ニーズに対応した多様なみやざき茶等の生産・加工・販売対策に取り組み、経営の安定を図る。</p> <p>【取組支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 茶工場・共同施設の再編整備</li> <li>○ 新規の需要（新香味茶、有機茶等）やコスト低減等に資する機械・施設の整備、資材導入</li> <li>○ 防霜ファン・加工用機械等の導入</li> <li>○ 集出荷貯蔵施設等の整備・機能強化</li> </ul>

### 3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、西臼杵支庁・各農林振興局及び市町村等関係機関団体による推進体制を構築する。 また、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画に掲げる産地経営体構想との連携を図りながら、それぞれの産地が産地分析に基づき産地の将来像を描いた上で、その将来像を実現するために必要な収益力向上のための取組が行えるよう、販売力の強化、生産力の向上及び人材の育成と言った3つの視点から本事業の推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である県（西臼杵支庁・各農林振興局）又は市町村に属する補助事業に精通した者が主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p> <p>(3) 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の提出 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の提出に当たっては、地域協議会を所管する市町村を経由して県に提出するものとする。 ただし、産地の範囲が複数の市町村を含む場合には、代表となる市町村を経由して県に提出するものとする。</p>
---

#### 4 取組要件

##### (1) 基金事業

###### ① 整備事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物	<p>産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産省事務次官依命通知（以下「実施要綱」という。））及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知（以下「実施要領」という。））に基づき実施するものとする。</p> <p>なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、宮崎県における産地生産基盤パワーアップ事業実施にかかる重点的取組方針（以下「重点取組方針」という。）のとおりとする。</p>
野菜・いも類	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物 (いも類を除く)	

###### ② 生産支援事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 取組要件 実施要綱の別表2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</li><li>○ 果樹の植え替えを行う場合の対象品目<ul style="list-style-type: none"><li>・品目は、マンゴー、ぶどう、かんきつ、くり、なし、ライチとする。</li><li>・対象とする品種は、マンゴーはアーウィン、かんきつは寧波きんかん、ゆず、へべす及び日南1号、くりは丹沢、筑波ぶどうは、キャンベルアーリー及び巨峰系4培体とする。なしは、幸水、豊水、新高、新興。ライチは、県が推奨する品種とする。</li></ul></li></ul> <p>※ 選定理由：県の推奨品種で、①産地化が進んだ品種で、ブランド化が図られている品種。②全国シェアが高く、県内の主要品種を選定した。</p> <p>なお、県が重点的に取り組む具体的な事業メニューについては、重点取組方針のとおりとする。</p>
野菜・いも類	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物 (いも類を除く)	

###### ③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
土地利用型作物	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 取組要件 実施要綱の別表2の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。</li></ul>
野菜・いも類	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物 (いも類を除く)	

## (2) 整備事業

実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

## 5 取組内容及び対象経費等の確認方法

《 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」 （平成31年4月1日付け30食産第539号、30生産第2220号、30政統第2193号 農林水産省食品産業局長、生産局長、政策統括官通知）等を参考とすること》

### I 基金事業

#### 1 計画申請時

##### (1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書（複数）等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

##### (2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①申請者の規約（団体の場合）、②機械の利用計画、③営農計画書の写し、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書（複数）、⑥カタログ、
- ⑦改植実施園の位置図（改植の場合） など

#### 2 請求時

##### 整備事業

- ・実施設計又は出来高設計書 など

##### 生産支援事業及び効果増進事業

- ・リース及び導入に係る入札関係書類、発注書、リース契約書、借受証、納品、領収書（支払済みの場合）など

### II 整備事業

#### 1 計画申請時

- ①概算設計書、見積書（複数）等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程など
- ⑥前年度の損益計算書等（農業者の場合）、⑦産地分析の実施や産地ビジョンの策定を確認できる資料、⑧国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書 など

#### 2 請求時

- ・実施設計書又は出来高設計書 など

(注) 実施要綱及び実施要領に基づき実施するものとする。

## 6 取組主体助成金の交付方法

交付方法は、県から市町村を経由して取組主体へ交付するものとし、必要に応じて県から取組主体等へ交付できるものとする。

また、市町村から地域再生協議会を経由して取組主体へ交付できるものとする。

なお、県から取組主体等へ交付する場合には、交付に係る申請書類の提出等については、市町村及び地域再生協議会等を経由して県へ提出することとする。

## 7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

《取組主体に対して、事業実施前に周知すべき重要事項を地域協議会等を通じて取組主体に周知》

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）  
取組主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、原則として一般の競争に付きなければならない。
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）  
助成金を受けた後に交付要綱、実施要綱及び実施要領に定める要件を満たさないこと等が判明した場合には、当該助成金の全額又は一部を速やかに返納しなければならない
- リース料の助成金  
取組主体等は、生産支援事業においてリース料助成金の交付を受けた場合、その助成金額を共同申請を行ったリース事業者へ支払うものとする。
- 助成金の仕入れに係る消費税等相当額の取扱い  
本事業において、当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額は、助成金から減額して申請するものとする。
- 財産の管理等  
助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 財産処分の制限  
処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 取組主体事業計画の評価  
取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度において、取組主体事業計画に定められた目標年度の取組目標の達成状況について、自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末日までに、地域協議会長等に報告するものとする。

## 8 その他